

(収納等管理関係資料)

- 中予地方局県営住宅家賃決定等業務要領
- 愛媛県県営住宅家賃算定マニュアル
- 愛媛県県営住宅の家賃の減免等に関する事務取扱要領
- 愛媛県県営住宅高額所得者明渡事務処理要領
- 愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領

## 中予地方局県営住宅家賃決定等業務要領（案）

### 1. 家賃の決定

家賃の決定については県が行う。

指定管理者は、県の行った収入認定及び家賃決定に基づき、以下の業務を行う。

### 2. 家賃決定に要する収入調査

#### (1) 収入申告書の送付、回収

指定管理者は、収入申告書を入居者に送付する。

この送付の時期は毎年度概ね6月20日を目途とし、その回収期限は概ね7月20日を目途とする。

回収時に個人情報第三者に漏出しないよう、回収用封筒を利用するなどして回収しなければならない。

#### (2) 申告書の受付、審査、進達

① 指定管理者は、入居者より提出された収入申告書及びこれらの付属書類を受付けし、その記載内容及び必要な添付書類の有無などの確認・審査を行い、不備があった場合は速やかにその補正を求め、必要な指導を行う。

また、提出期限までに提出のなかった入居者に対しては、遅滞なく提出を行うよう督促・指導を行わなければならない。

② 指定管理者は、提出された収入申告書及びこれらの付属書類の審査を行い、指導による必要な修正等をした後、ダブルチェックを行い県へ進達する。県から返却された収入報告書と付属書類を住宅管理システムに入力しダブルチェックを行い、再度県へ進達する。

③ 指定管理者は、県から返却された収入報告書と付属書類により、収入認定用資料・家賃決定資料及び収入認定通知書及び家賃決定通知書(案)を作成の上、県に進達しなければならない。

④ 当該未提出者については、次年度の家賃決定通知を県が行うまでの間、督促等の必要な対応を行い、提出された収入申告書については、①②③と同様の作業を行い、適時県に進達する。

#### (3) 実態調査等

県は、提出された収入申告書及びその付属書類について、必要があると認められる場合入居者の実態調査（市町で課税台帳照合）を実施するが、その場合において指定管理者は県が行う実態調査の補助を行わなければならない。

#### (4) 収入認定、家賃決定通知

指定管理者は、上記（1）～（3）により、県が行った入居者の収入の認定及び家賃決定に基づき、通知書を作成して入居者に送付する。

#### (5) 意見の申し出、更正

① 指定管理者は、上記（4）の通知に対する意見の申し出があった場合には、必要な書類の提出を求め、その内容を審査して収入認定を修正する必要があると認められる場合には県に進達する。

② 指定管理者は、県の行った更正結果に基づき入居者に通知する。

# 県営住宅家賃算定マニュアル

平成29年5月（改訂）

愛媛県土木部建築住宅課

## 愛媛県県営住宅家賃算定マニュアル

### (目的)

第1条 このマニュアルは、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）及び愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）その他関係規定に定めるもののほか、本県県営住宅の家賃（以下「家賃」という。）の適正な算定に関し必要な事項を定めるものとする。

### (収入申告)

第2条 法第16条第1項及び条例第9条の2第1項の規定に基づく収入申告は、省令第8条第1項の規定される収入等を記載した書面として別添収入申告書（以下「収入申告書」という。）に同条第2項の規定される所得金額を証する書類及び各種控除の対象者に該当する旨を証する書類として、市町長の発行する所得課税証明書及び住民票（謄本）の添付を入居者に求めることとし、必要に応じてこれら以外の書類の添付を求めるものとする。

2 前項により受理した提出書類についてはその全てを一にして保管するものとする。

### (収入申告書の審査等)

第3条 収入申告書の審査において、担当職員は申告内容を所得課税証明書等の添付書類と照合して収入額や控除額を収入申告書の審査欄に転記し、月額収入計算を行うものとする。

2 担当職員は前項の審査後に収入申告書の内容を県営住宅管理システム（以下「システム」という。）に入力して、システムによる月額収入計算結果（収入認定結果一覧表）が前項の審査結果と相違ないことを確認するものとする。

3 条例第9条の2第2項及び第3項の規定に基づき、地方局長が収入を認定及び更正する時は、担当職員とは別の職員が収入申告書の審査に誤りがないこと、かつ、収入認定結果一覧表とも相違がないことを確認し、この決裁に収入申告書及び所得課税証明等並びに収入認定結果一覧表を添付するものとする。

### (システム情報の更新方法)

第4条 法、政令、省令及び条例その他関係規定の改正により家賃算定に係る金額及び数値（以下「金額等」という。）が改正され、システム上の金額等（以下「システム情報」という。）を更新する必要がある場合は、システム保守業者との協議を複数の職員で行い、協議結果については協議録により建築住宅課内の周知を図るものとする。

2 システム情報の更新については、正しく実施されていることを複数の職員で確認し、また、金額等がシステムの家賃台帳に反映されていることを確認するものとする。

3 新規に整備又は建替え等をした県営住宅に係る金額等その他必要な情報を入力する場合には、複数の職員で正しく入力されていることを確認し、金額等がシステムの家賃台帳に反映していることを確認するものとする。

(運用)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は第3条の規定による審査等を行うものとする。

- (1) 家賃を決定した後の入居者等の失職及び退職等により家賃を減額する場合。
- (2) 収入申告の時期に申告をしていない者が収入申告した場合。
- (3) その他決定した家賃を見直す必要があると認められる場合。

(補則)

第6条 このマニュアルに定めるもののほか、家賃の算定に関わるものについては、全て複数の職員により確認するものとする。

附則

このマニュアルは、平成22年6月7日から施行する。

このマニュアルは、平成26年4月1日から施行する。

## 愛媛県県営住宅家賃算定マニュアル（運用編）

### 1 目的

このマニュアルは、愛媛県県営住宅家賃算定マニュアル（以下「マニュアル」という。）第3条第1項に規定する審査及び第5条各号に規定する場合に係る運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 収入申告の審査について（マニュアル第3条関係）

収入申告の審査に係る運用について次のとおり定める。

#### （1）共通（所得・控除）項目

##### ① 収入認定に係る所得基準の考え方について

ア. 条例第9条の2号第2項に規定する収入認定については前年の所得金額に係る市町長の発行する所得が記載された証明書（以下「所得課税証明書」という。）に基づき行うものとする。

\*原則、収入認定については所得課税証明書を基に行う。

イ. 収入申告等で退職及び失職等（一時的なものを除く。）により明らかに収入が減少したと認められる場合や障害者認定等により明らかに控除額が増額すると認められる場合には、当該失職及び退職等の後の所得金額及び障害者認定等の後の控除額に基づき収入認定を行うものとする。（入居者有利な変化には対応することとする。）

##### ② 収入認定に係る控除基準の考え方について

ア. 同居親族等控除については、同一住戸内の同居者及び所得課税証明書に記載される別居扶養控除対象者。

イ. 政令第1条第3号ハに規定される16歳以上23歳未満の者に対する追加控除については、所得課税証明書に記載される扶養控除対象者のうち基準日（10月1日（参考表））における年齢が前記の範囲の者。

ウ. 老人扶養親族控除については、所得課税証明書に記載される老人扶養控除対象者。

エ. 障害者控除及び特別障害者控除については、所得課税証明書若しくは他の公的証明に記載される障害者。

オ. 寡婦及び寡夫控除

(1)所得課税証明書若しくは他の公的証明に記載される寡婦・寡夫。

(2)みなし寡婦

・婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの

・扶養親族その他上記女子と生計を一にする子で総所得金額が基礎控除額（現在38万円）以下のものを有するもの

(3) みなし寡夫

・婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻していないもの

・上記男子と生計を一にする子で総所得金額等が基礎控除額基礎控除額（現在 38 万円）以下のものを有するもの

・上記男子の合計所得金額が 500 万円以下のもの

③ 収入申告後の同居承認の取扱いについて

収入申告後に条例第 17 条第 6 項の規定に基づく同居承認（以下「同居承認」という。）等により同居者の増加があった場合や出生及び死別等により同居者等の異動があった場合においては、入居者の有利（控除額の増額）、不利（所得の増額）に関わらず、その状況を反映し、収入認定するものとする。（\*入居者不利（家賃の増額）の対応については、あくまで次年度家賃への反映のことであり、当年度家賃には反映させない。）

④ 異動事由の確認について

収入申告書については、添付された住民票及び所得課税証明書並びに前年の収入申告書と比較し、入居者及び同居者に関する事項について相違（変化）がないか確認するものとする。なお、異動があった場合には異動事由に明記すること、同居承認や条例第 17 条第 8 項に基づく入居承継（以下「入居承継」という。）等適切な手続きをすることを指導するものとする。

⑤ 裁量世帯の確認について

裁量世帯Ⅰ及びⅡの年齢要件の基準日は収入認定年度の 10 月 1 日をもって判断を行い、その対象の判断基準となる早見表（参考表）を毎年、収入認定情報作成時に文書配布を行うものとする。

参考表 ※毎年、収入認定情報作成時に配布予定

| 16・23 年齢控除         |    | 裁量世帯Ⅰ              |    | 裁量世帯Ⅱ              |     |
|--------------------|----|--------------------|----|--------------------|-----|
| 【基準日】〇〇年 1 0 月 1 日 |    | 【基準日】〇〇年 1 0 月 1 日 |    | 【基準日】〇〇年 1 0 月 1 日 |     |
| 生年月日               | 年齢 | 生年月日               | 年齢 | 生年月日               | 年齢  |
| 〇年 10.1            | 23 | 〇年 10.1            | 60 | 〇年 3.31            | 就学済 |
| 〇年 10.2            | 23 | 〇年 10.2            | 60 | 〇年 4.1             | 就学済 |
| 〇年 10.3            | 22 | 〇年 10.3            | 59 | 〇年 4.2             | 未就学 |
| ～                  |    | ～                  |    | 〇年 4.3             | 未就学 |
| 〇年 10.1            | 16 | 〇年 10.1            | 18 |                    |     |
| 〇年 10.2            | 16 | 〇年 10.2            | 18 |                    |     |
| 〇年 10.3            | 15 | 〇年 10.3            | 17 |                    |     |

※裁量世帯Ⅰ：入居者が 60 歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 未満の者である場合

※裁量世帯Ⅱ：同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

注)

裁量世帯は年齢要件だけでなく、県営住宅管理条例施行規則第 1 条の 3 に規定する者（身体障害者等）が対象となる。

＜「収入認定に係る基準の考え方について」における公営住宅係の考え方＞

収入については、政令第1条第3号に規定され、「建設省通達平成8年8月30日付け住総発第135号第二の8」及び「国土交通省通知平成22年12月15日付け国住備第102号第四」に基準日を10月1日とすることを原則とすると記載されているが、入居者の収入（所得）を迅速、正確かつ公正に審査するためには、前年の所得課税証明書に記載されている所得情報を収入認定に反映させることが事務上やむを得ないものと判断し、①のアを規定した。

このことについては、国土交通省四国地方整備局に照会し、回答（事務処理上やむを得ない）を得ている。

なお、原則、①のアの規定のとおりであるが、失職及び退職等により所得が減少した者等、入居者有利な変更については収入認定に反映する必要があることから、①のイを規定した。

しかし、同居承認や入居承継により県が知りえた入居者又は同居者の増減する変化については、①のアで収入認定するのは不適切であることから、これらに対応すべく③を規定した。

また、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第240号）により、16歳以上19歳未満の所得税法上の特定扶養親族控除は為されないものの政令上においては控除の対象とすることから、所得税法とは分離したものと解されるため、改めて年齢要件の基準日を考えたところ、19歳以上23歳未満の年齢要件による扶養控除については所得税法によらない控除である以上、収入認定の基準日（10/1）の考え方が望ましいことから、改めて記載するとともに、所得税法上の特定扶養控除と混同した取扱いをしないために、②のイにより注意喚起を行うこととした。

#### 【参考】

##### 1 年齢の基準日について

○入居時・・・・・・・・・・・・・・・・入居申込時点

○収入申告にかかる控除のうち所得税法によらないもの（16-23年齢要件による控除及び裁量世帯判定）・・・・・・・・  
毎年収入申告の年の10月1日

○収入申告にかかる所得、控除関係・・・毎年収入申告の前年の12月31日

※①のイによる状況の変化には対応できるものとする。

##### 2 入居経過期間の基準日について

条例第19条第1項における収入超過者及び第2項における高額所得者の認定において、「当該入居者が引き続き3年若しくは5年以上入居している」ことが認定を行う際の入居経過期間となっている。

○一括認定時

既存入居者の収入認定の基準日は10月1日を原則としていることから、収入超過者及び高額所得者の判断基準となる入居経過期間についても、10月1日を基準日とする。

○再認定時

収入の再認定を行う際には、入居者有利、不利に関わらず、入居経過期間の基準日については、再認定を行う日を基準日とする。

※その際の県営住宅管理システムの認定日は再認定を行う日とし、10月1日としないこと。

#### 公営住宅整備・管理の手引き Q&A P2431

Q 収入超過者認定の際の「3年」とはいつですか？

A 法第28条第1項は、公営住宅の入居者が引き続き3年以上入居している場合に収入超過基準を超える収入を有するときには収入超過者として認定されることを定めています。

収入超過者として認定する要件の一つである「3年以上入居」している時点とは、入居日から3年間を経過した日を言います。したがって、収入超過者としての認定もその日から認定することができます。しかし、大量な事務量の軽減を図るために基準日を設定し、その基準日時点で3年間を経過したかどうかで判定する捉え方も可能です。

実際には、事業主体の判断により、管理する住宅の戸数等を勘定し、適切で合理的な手法をとることになります。



(公営住宅法施行令第1条)

三 収入 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節 から第三節 までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合においては、事業主体が国土交通大臣の定めるところにより認定した額とし、以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

イ 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者（以下この号において「控除対象配偶者」という。）若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。）で入居者及び同居者以外のもの一人につき三十八万円

ロ 控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が同項第三十四号の四に規定する老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円

ハ 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円

ニ 入居者又はイに規定する者に所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十七万円（その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）

ホ 入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦（同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者を含む。）又は同項第三十一号に規定する寡夫（同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。）がある場合には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円（その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額）

(昭和58年12月17日住建発第269号・住総発第147号)

## 二 入居申込者の収入認定に係る審査の方法

(一) 入居の申込みを迅速、正確かつ公正に審査する必要がある場合は、多くの事業主体で行われているように、入居者及び法第17条第1号に規定する親族（以下「同居親族」という。）の前年の所得金額をもって、公営住宅法施行令第1条第3号にいう「過去1年間」の所得金額とみなして実務上取扱うこともやむを得ないこと。ただし、退職、転職等の理由により、前年の所得金額によることが入居者に不利な取扱いとなり、妥当でない場合は、この限りでないこと。

(平成8年8月30日住総発第135号)

## 二 家賃制度について

### 8 収入認定及び家賃の適用の時期

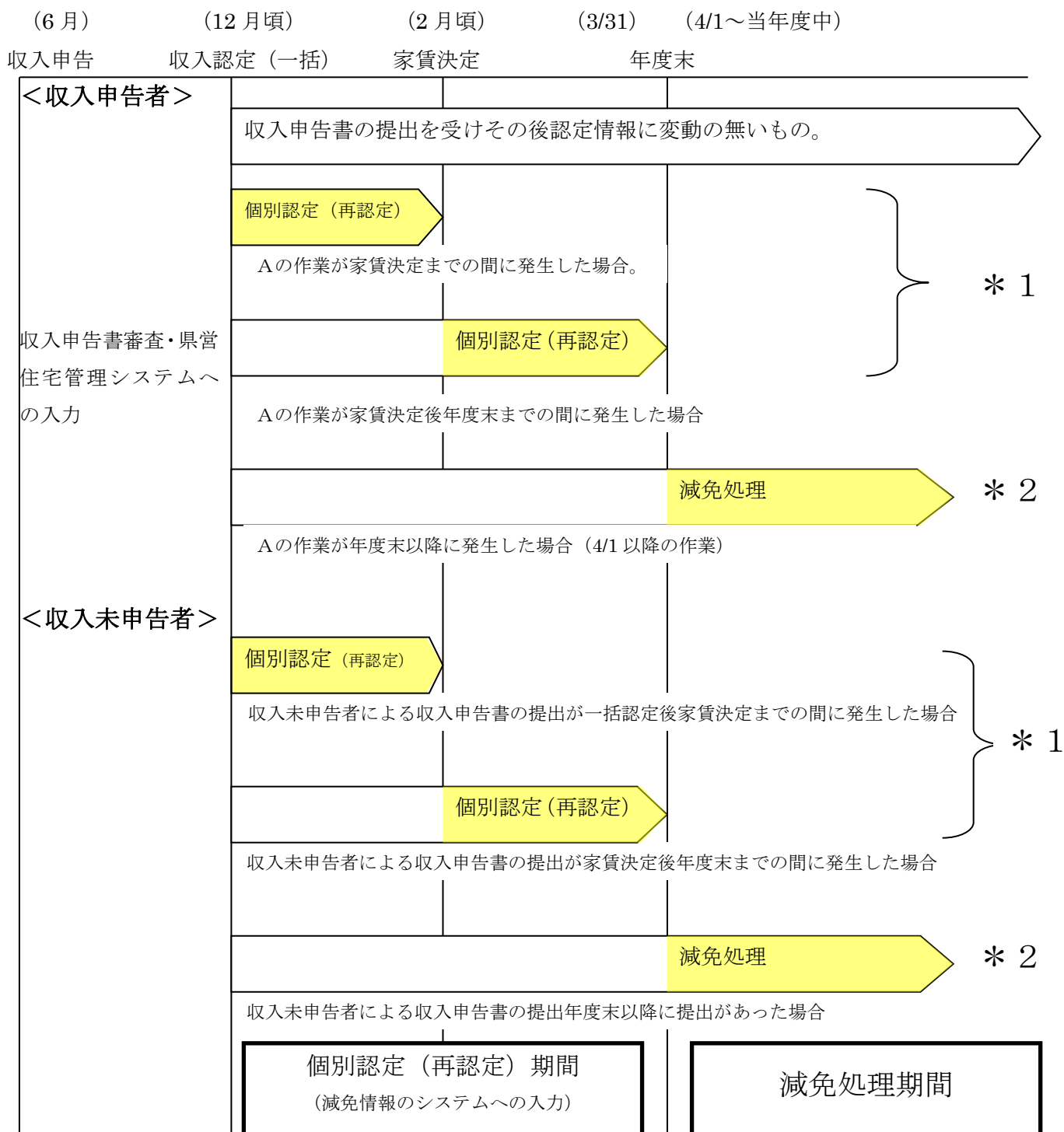
今後は、令第2条第2項は毎年改正する予定であるが、新しい令第2条第2項を前提とする既存の入居者の収入認定日を10月1日とすることを原則とし、新しい家賃の適用を翌年4月1日からとし、その間に新しい家賃額等について入居者に対して、できるだけ早く十分な周知を図ること。

(四国地方整備局回答)

平成8年8月30日付け建設省住総発第135号住宅局長通知に基づき基準日の属する年の前年度の所得税法にかかる収入を基準として収入認定を行うことは、事務処理上やむを得ないものと考えられます。しかし、10月1日の収入認定時から家賃決定するまでに生じた変化につきましては、ケースによって対応を考慮すべきだと思います。例えば、退職等に伴い前年度の収入をその入居者の継続的収入とすることが著しく不適當な場合は、継続的収入としてふさわしい期間の収入を1年分に換算して収入認定を行うことも可能となります。

また、最終的には事業主体の判断ということになりますが、現時点では収入がなくても、雇用が継続されていると判断できる場合では、過去1年間の収入を継続的収入とすることが著しく不適當とは言えないのではないかと思います。

⑥ 収入認定については次のとおりとする。



**A**

- 2 (1) ①イ及びウによる認定作業。
- 一括認定後の入居者の失職及び退職等により家賃を減額する場合。
  - 同居承認等により同居者等の異動等があった場合で、家賃を減額等する場合。

|     |   |
|-----|---|
| * 1 | ○県営住宅家賃システムによる自動計算                      |
| * 2 | ○非課税減免額・適正な応益家賃等の算定は自動計算（収入認定月額の算定は手計算） |

## (2) 所得関係

- ① 公営住宅法上では、退職所得、譲渡所得、一時所得、雑所得その他の所得のうち一時的な収入（おおむね1年以内の期間ごとに継続的に得る収入でないもの）は算入されない。

（公営住宅管理の手引 P153 所得税法上の所得と公営住宅法上の収入）

- ② 一時所得としては、利子・配当・不動産・事業・給与・退職・山林及び譲渡の各所得以外で、次の各条件をすべて満たす所得をいう。

ア. 営利を目的とする継続的行為から生じた所得でないこと。

イ. 労務その他の役務又は資産の譲渡の対価たる性質を有しないこと。

ウ. その所得が一時的性質を有すること。

### ※一時所得の例

（例）懸賞の賞金等、競馬・競輪の払戻金、労働基準法第114条の規定による付加金、生命保険の一時金、法人からの贈与により取得した金品、人格のない社団の解散により受ける精算分配金、借家人の立退料、売買契約の解除による手付金等

- ③ 個別の所得の金額のうち損失の金額がある場合には、これを他の黒字の所得金額との間で損益の通算をする。（個人の内での損益通算。他者との通算はしない）

（公営住宅管理の手引 P161 損益通算）

- ④ 別居扶養控除対象者についての所得は合算をしない。（例：別居扶養している親等）

- ⑤ 非課税所得については家賃算定の際に所得を考慮しない。（所得課税証明書には記載されない）

### ※非課税所得の例

ア. 恩給法に規定する増加恩給及び傷病賜金、その他公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受けられるこれらに準ずる給付で政令で定めるもの。

イ. 遺族の受ける恩給及び年金

ウ. 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する救済制度で政令で定めるものに基づいて受ける給付。

エ. 給与所得を有するものが、通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち、通常必要であると認められている部分として政令で定めるもの（所得税法施行令第20条の2）

オ. 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの

カ. 損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金

・国民年金の給付（障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金）

・厚生年金の給付（障害厚生年金・障害手当金・遺族厚生年金）

・共済年金の給付（障害共済年金・障害一時金・遺族共済年金）

・児童手当等（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等）

・雇用保険 他

(3) 控除関係 (注意事項)

① 同居親族等控除

同居親族等控除は(1)の②のアに記載のとおり、同一住戸内の同居者及び所得課税証明書に記載される別居扶養控除対象者が控除対象となるが、県営住宅管理システム上は「扶養区分」を「非扶養」と登録しても、同居区分を「同居」と登録すれば、同居親等控除の対象となるよう設定されていますが、いずれにしても「非扶養」は「被扶養」でないことから、「非扶養＝同居親族等控除の対象外(名義人及び扶養親族等でない別居中の世帯員)」として取り扱う。

<名義人及び世帯員の扶養区分の設定について>

| 区 分 | 扶養区分     |          | 同居区分<br>(システム登録) | 控除情報判定結果   |
|-----|----------|----------|------------------|------------|
|     | 所得税法上    | システムでの登録 |                  |            |
| 世帯主 | 居住者      | 非扶養      | —                | 同居親族等控除対象外 |
| 世帯員 | 扶養親族等※   | 扶養       | 同居               | 同居親族等控除対象  |
|     | 扶養親族等でない | 扶養       |                  | 同居親族等控除対象  |
|     | 扶養親族等    | 扶養       | 別居               | 同居親族等控除対象  |
|     | 扶養親族等でない | 非扶養      |                  | 同居親族等控除対象外 |

※扶養親族等：扶養親族、控除対象配偶者

②-1 障害の区分

| 区 分   | 控 除            |         | 裁量世帯                      | 単身入居                      |
|-------|----------------|---------|---------------------------|---------------------------|
|       | 障害者控除          | 特別障害者控除 |                           |                           |
| 身体障害者 | 右記を除く<br>身体障害者 | 一級又は二級  | 一級から四級                    | 一級から四級                    |
| 精神障害者 | 右記を除く<br>精神障害者 | 一級      | 一級又は二級                    | 一級から三級                    |
| 知的障害者 | 右記を除く<br>知的障害者 | 重度*     | 精神障害に相当する程度<br>(重度及び中度) * | 精神障害に相当する程度<br>(全ての精神障害者) |

| 関係法令         | 控 除        |            | 裁量世帯     | 単身入居        |
|--------------|------------|------------|----------|-------------|
| 政令           | 第1条第3号二    |            |          |             |
| 県営住宅管理条例施行規則 |            |            | 第1条の3第1号 | 第1条の2第1項第2号 |
| 所得税法         | 第2条第1項第28号 | 第2条第1項第29号 |          |             |
| 所得税法施行令      | 第10条第1項    | 第10条第2項    |          |             |

知的障害判定早見表

②-2 知的障害者の判定について

- ア. 重度とは療育手帳Aの者をさす。  
 イ. 中度とは療育手帳Bのうち中度にあたる者をさす。  
     \* 1  
 ウ. 軽度とは療育手帳Bのうち軽度にあたる者をさす。  
     \* 1

| 知的障害<br>区分 | 療育手帳<br>区分 | 療育手帳（旅<br>客割引）区分 |
|------------|------------|------------------|
| 重度         | A          | 第一種              |
| 中度         | B          | 第二種              |
| 軽度         |            |                  |

平成 18 年 8 月改正後

- \* 1 療育手帳Bの詳細については所管する児童相談所に問い合わせを行う必要がある。  
 \* 2 療育手帳内にA、又はBの表示がない者については、同手帳内に第一種、又は第二種の表示（旅客運賃等割引のための表示）を各々A、又はBと読み替えるものとする。  
 \* 3 判定記録、療育手帳3ページ参照。判定記録による障害区分は同手帳22ページ参照。

③ 寡婦・寡夫

夫・妻と死別し若しくは離婚した後婚姻をしていない者を主にいう。

（所得税法第2条第1項第30号及び31号）

法律婚によらないで母又は父となった者で現に法律婚をしていない者（みなし寡婦・寡夫）

（公営住宅法施行令第1条第3号ホ）

【寡婦】

- ア. 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの  
 イ. 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの  
     ・政令で定めるもの（所得税法施行令第11条第2項）  
     その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）でその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が基礎控除の額に相当する金額以下のもの。  
 ウ. アに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であるもの

【寡夫】

- エ. 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、合計所得金額が五百万円以下であるものをいう。  
 オ. 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、合計所得金額が五百万円以下であるものをいう。  
     ・政令で定めるもの（所得税法施行令第11条の2第2項）

その者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）でその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が基礎控除の額に相当する金額以下のもの

※みなし寡婦・寡夫の確認方法

- ・「婚姻によらないで親になったこと」や「現に婚姻していないこと」の確認  
→非婚の母（父）本人の戸籍の全部事項証明書、住民票等の内容により確認
- ・「所得金額」の確認  
→所得（課税）証明書により確認

- ④ 所得課税証明書の控除欄に記載が無い場合においては本人から別の公的証明を受けることをもって控除を行うものとする。（例：障害者手帳）

（省令第8条第2項）

### 3 運用関係（マニュアル第5条関係）

#### （1）年度途中に行う減免の処理について

- ① 収入が年度途中の失職及び退職等により政令第2条第2項に規定にされる家賃算定基礎額（収入区分）が変動し、既に決定された家賃が減額する者については、その申請があった当該月の家賃から、愛媛県県営住宅の家賃の減免等に関する事務取扱要領（以下「減免要領」という。）別表第1の欄5に規定する減額を行うものとする。
- ② 収入申告の時期に申告をしていない者が収入申告した場合については、原則、その申請があった翌月の家賃から減額を行うものとする。

（平成16年4月22日16建第259号通知）

#### （2）日割家賃の取扱いについて

月の途中で入退去した者が減免要領に基づく減免の適用を受けている場合についての計算方法は「日割家賃＝（本来家賃－減免額）×日割日数／月日数（百円未満の端数は切り捨て）」とする。（なお、県営住宅管理システム上も適切に計算される。）

（平成16年11月1日16建第2733号通知）

附則

本運用マニュアルについては平成22年1月7日から施行する

附則

本運用マニュアルについては平成24年9月24日から施行する

附則

本運用マニュアルについては平成26年4月1日から施行する。

附則

本運用マニュアルについては平成29年5月8日から施行する。

## 【参考】 出典（抜粋）

### 公営住宅管理の手引き

#### 第5章 収入の意義及び計算方法

##### P. 153 2-②

Q 所得税法上の10種類の所得は公営住宅法上の収入にすべて算入されるものであるか。

A 退職所得、譲渡所得、一時所得、雑所得その他の所得のうち一時的な収入（おおむね1年以内の期間ごとに継続的に得る収入でないもの）は算入されない。

##### P. 161 ②

所得の区分計算に当たって、個別の所得の金額のうち損失の金額がある場合には、これを他の黒字の所得金額との間で一定の順序に従って損益の通算をする。（所得税法69条）

すなわち不動産、事業、譲渡及び山林の各所得の金額の計算上生じた損失の額があるときには、次の順序で損益の通算を行う（所得税法施行令198条）

(1) 利子、配当、不動産、事業、給与及び雑の各所得の金額（経常所得の金額・・・以下Aグループという。）のうち、不動産所得又は事業所得の金額の計上損失を生じたときは、その損失の金額をまずAグループ内の他の所得の金額から差し引く。

(2) 譲渡所得の金額及び一時所得の金額（以下Bグループという。）の計算上損失を生じたときは、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のみを一時所得の金額から差し引き、一時所得の損失は打ち切られる。

(3) (1)の計算（Aグループ内の通算）を行ってもなお引ききれないAグループの損失の金額は、譲渡所得の金額及び一時所得の金額（Bグループ内の通算後の金額）から順次差し引く。

(4) (2)の計算（Bグループ内の通算）を行ってもなお引ききれないBグループの損失の金額は、Aグループの金額（Aグループ内の通算後の金額）から差し引く。

(5) (3)又は(4)の計算を行ってもなお引ききれない損失の金額は、これをまず山林所得の金額から差し引き、次に退職所得の金額から差し引く。

(6) 山林所得の金額の計算上損失を生じたときは、これをまずAグループの所得の金額（(1)又は(4)の計算が行われる場合には、その計算後の金額）から差し引き、次に譲渡所得の金額及び一時所得の金額（(2)又は(3)の計算が行われる場合にはその計算後の金額）から差し引き最後に退職所得の金額（(5)の計算が行われる場合には、その計算後の金額）から差し引く。

(7) (1)から(6)までの計算を行っても、なお引ききれない損失の金額は、その年分の純損失の金額となる（所得税法2条25号）



愛媛県療育手帳に関する判定実施要領

(P. 3抜粋)

| 判 定 の 記 録       |          |
|-----------------|----------|
| 障害の程度<br>(総合判定) | 合 併 障 害  |
|                 | (身体障害 級) |
|                 | 判定年月日    |
|                 | 次の判定年月   |
|                 | 判定機関     |

(P. 22抜粋)

- 5 この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。
- 6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもちください。
- 7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに市町窓口で申請手続きをし、児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けてください。

16建第259号  
平成16年4月22日

各地方局建設部長  
土木事務所長 殿

土木部道路都市局建築住宅課長  
(公印省略)

収入申告未申告の入居者から家賃減額の申し出  
があった場合の取扱いについて

一般県営住宅の入居者で、前年度末までに愛媛県県営住宅管理条例第9条の2第1項に規定する収入の申告がないため、同第9条第1項ただし書きの規定により近傍同種の住宅の家賃を課せた入居者から、家賃の減額の申し出があった場合の取扱いは下記により実施するようお願いいたします。

記

1 家賃の減免

「愛媛県県営住宅の家賃の減免等に関する事務取扱い要領」（以下、減免要領という）別表第1の「家賃の減免の対象者」欄の5「収入が年度途中の失職及び退職等により、条例第9条の2第2項に基づき認定された額より著しく減少したと認められる者」に該当するものとみなして（実際には未申告のため収入額の認定は行なっておらず失職等もないが、近傍同種家賃が課せられる「みなし高額所得」と認定した後に著しく減額となる実収入額になったと解釈する）、「家賃の減免額」欄の「当該失職及び退職後の収入に基づき算出した額を超える額」を「実収入に基づき算出した額」と読み替えて、同額を減免するものとする。

2 減免承認

減免承認については、次により処理するものとする。

(1) 減免期間

原則として減免期間は減免承認申請のあった日の属する月の翌月からその月の属する年度の末日までの間とする。ただし、収入未申告について特別な事情がある場合、又は翌月以前の家賃（近傍同種家賃）を支払うことが極めて困難であると認められる場合はこの限りでない。  
＜注＞

減免要領の別表1における減免期間は「家賃の減免の承認のあった日の属する月からその月の属する年度の末日までの間」であるが、本件に係る減免は失職等と事情が異なり相当期間の収入申告期間又は家賃異議申立期間があったにもかかわらず申し出のなかった者が対象であること、また、承認、家賃変更調定等に係る通常の事務処理期間も考慮して一律に翌月からとするものであり、減免要領第8条の規定に基づき別途定めるものである。

(2) 添付書類

所得（課税）証明書その他収入申告において必要な書類

3 その他留意事項

- (1) 収入申告は低家賃の恩恵を受けるために必要な入居者の義務であり、今後は適期の収入申告を行なう旨の誓約書を徴するなど入居者の意識啓発、指導に努めること。（家賃収入補助及び家賃対策補助対象団地においては、未申告のため同補助金額の減少により県に損害を与えたことにも言及してよい）
- (2) この減免措置については、減免要領第7条のとおり家賃滞納者についても適用可能であり、第5条の規定により滞納を理由とする減免取消も行なわないが、収入未申告者の多くが家賃滞納者である実態から、家賃減免承認の機会に滞納家賃の納付指導を徹底すること。

16建第2733号  
平成16年11月1日

各地方局 建設部長 殿

土木部道路都市局  
建築住宅課長

県営住宅家賃に係る日割家賃計算の取扱いについて

このことについて、下記のとおり取り扱われるようお知らせします。  
なお、平成10年5月27日付建第536号建築住宅課長通知については廃止します。

記

○ 計算方法

日割家賃＝（本来家賃－減免額）×日割日数／月日数

とする。（百円未満の端数については切り捨て）

※公営住宅法第43条における公営住宅建替事業に伴う負担調整措置がとられる場合は、上記計算式中「本来家賃」を「負担調整後家賃」と読み替えるものとする。

---

## 愛媛県県営住宅の家賃の減免等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)の規定による家賃の減免並びに敷金の猶予及び減免(以下「家賃の減免等」という。)の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(家賃の減免等の適用範囲)

第2条 家賃の減免の対象者、減免額及び減免期間は、それぞれ別表第1の家賃の減免の対象者の欄、家賃の減免額の欄及び家賃の減免期間の欄に掲げるとおりとする。

2 敷金の猶予の対象者、猶予額及び猶予期間は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 敷金の減免の対象者及び減免額は、別表第3に掲げるとおりとする。

(家賃の減免等の申請)

第3条 家賃の減免等を受けようとする者は、家賃減免等申請書(様式第1号)により、所轄の地方局長に申請しなければならない。ただし、家賃の減免を受けようとする者にあつては、別表第1添付書類の欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(家賃の減免等の承認)

第4条 地方局長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、家賃の減免等の承認又は不承認を決定し、その旨を通知するものとする。

(家賃の減免の取消し)

第5条 地方局長は、家賃の減免を受けた者が次の各号のいずれか(別表第1「家賃の減免の対象者」の欄5に掲げる者にあつては第1号)に該当する場合には、減免した家賃のうち、次に掲げる家賃について減免を取り消すものとする。

(1) 減免期間内に家賃の減免の事由に該当しなくなったとき 家賃の減免の事由に該当しなくなった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)分以降の家賃

(2) 2以上の月分の家賃を滞納したとき その翌月分以降の家賃

2 家賃の減免を受けた者は、前項第1号に該当することとなつたときは、直ちに家賃減免辞退届(様式第2号)により、その旨を所轄の地方局長に届け出なければならない。

第6条 地方局長は、前条第1項に定める場合のほか、虚偽の申請により家賃の減免を受けた者に対しては、減免したすべての家賃について減免を取り消すものとする。

2 前項の取消しを受けた者は、減免の取消しを受けた家賃のうち、当該取消しの時においてその納付期限が経過しているものについては、一時に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情により前項に規定する家賃を一時に納付することが困難と認められるときは、減免した時から取消しをした時までの期間に相当する期間又は取消しをした時からその年度の末日までの期間のうち短い方の期間を限度として当該家賃を分割して納付させることができる。

(適用除外)

第7条 家賃の滞納者は、家賃の減免を受けることができない。(別表第1「家賃の減免の対象者」の欄5に掲げる者を除く。次項において同じ。)

2 家賃の減免を取り消された者は、その年度においては、家賃の減免を受けることができない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、家賃の減免等の取扱いに関し必要な事項は、建築住宅課長が定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成7年9月1日から施行する。

2 愛媛県県営住宅家賃減免取扱要領(昭和53年11月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係） 家賃の減免の適用範囲

| 家賃の減免の対象者  | 家賃の減免額   | 家賃の減免期間                              | 添付書類   |              |     |                      |     |                      |     |               |     |    |              |
|--|--|--------------------------------------|--|--------------|-----|----------------------|-----|----------------------|-----|---------------|-----|----|--------------|
| 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条の規定による住宅扶助を受けている世帯に属する者で家賃の支払が困難と認められる者   | 住宅扶助の基準限度額を超える額  | 家賃の減免の承認のあった日の属する月から同月以後の最初の6月末までの間  | 住宅扶助の証明書   |              |     |                      |     |                      |     |               |     |    |              |
| 2 家賃の減免の申請時において市町村住民税非課税世帯に属する者で家賃の支払が困難と認められる者（1により生活保護法の住宅扶助を受けている者を除く。）   | 次の表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄の減免率を家賃の額に乗じて得た額の合計額<br><table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家賃のうち5千円以下の額</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>家賃のうち5千円を超え1万5千円以下の額</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>家賃のうち1万5千円を超え2万円以下の額</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>家賃のうち2万円を超える額</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table> | 区分                                   | 減免率  | 家賃のうち5千円以下の額 | 30% | 家賃のうち5千円を超え1万5千円以下の額 | 35% | 家賃のうち1万5千円を超え2万円以下の額 | 40% | 家賃のうち2万円を超える額 | 45% | 同上 | 市町村住民税非課税証明書 |
| 区分   | 減免率  |                                      |  |              |     |                      |     |                      |     |               |     |    |              |
| 家賃のうち5千円以下の額   | 30%  |                                      |  |              |     |                      |     |                      |     |               |     |    |              |
| 家賃のうち5千円を超え1万5千円以下の額   | 35%  |                                      |  |              |     |                      |     |                      |     |               |     |    |              |
| 家賃のうち1万5千円を超え2万円以下の額   | 40%  |                                      |  |              |     |                      |     |                      |     |               |     |    |              |
| 家賃のうち2万円を超える額  | 45%  |                                      |  |              |     |                      |     |                      |     |               |     |    |              |
| 3 家賃の減免の申請日（以下「申請日」という。）の属する年度の翌年度（申請日が1月から3月までの間にあっては、申請日の属する年度の翌翌年度）において市町村住民税非課税世帯となる見込みがあると認められる世帯に属する者で家賃の支払が困難と認められる者（1により生活保護法の住宅扶助を受けている者を除く。） | 同上   | 同上                                   | 離職証明書、給与証明書、医療支払証明書、直近の市町村住民税課税証明書その他申請日の属する年度の翌年度（申請日が1月から3月までの間にあっては、申請日の属する年度の翌翌年度）においてその属する世帯が市町村住民税非課税世帯となる見込みであることを証明する書類のうち、地方局長が必要と認める書類 |              |     |                      |     |                      |     |               |     |    |              |
| 4 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないもののうち、家賃の支払が困難と認められる者   | 全額   | 入居の許可のあった日から1年以内の間                   |  |              |     |                      |     |                      |     |               |     |    |              |
| 5 収入が年度途中の失職及び退職等により、公営住宅法施行令第2条第2項に規定される家賃算定基礎額（収入区分）が変動し、既に決定された家賃が減額する者   | 当該失職及び退職後等の収入に基づき算出した額を超える額  | 家賃の減免の承認のあった日の属する月からその月の属する年度の末月までの間 | 離職証明書、給与証明書、医療支払証明書、直近の市町村住民税課税証明書その他所得が減少したことを証明する書類のうち、地方局長が必要と認める書類   |              |     |                      |     |                      |     |               |     |    |              |

備考 算出した家賃の減免額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2（第2条関係） 敷金の猶予の適用範囲

| 敷金の猶予の対象者  | 敷金の猶予額 | 敷金の猶予期間            |
|--|--------|--------------------|
| 被災市街地復興特別措置法第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないもののうち、敷金の支払が困難と認められる者 | 全額     | 入居の許可があった日から1年以内の間 |

別表第3（第2条関係） 敷金の減免の適用範囲

| 敷金の減免の対象者                               | 敷金の減免額                                  |
|---|---|
| 敷金の猶予を受けた者で県営住宅の入居の許可があった日から1年以内に退去するもの | 全額。ただし、未納の家賃、割増賃料又は損害賠償金があるときは、これを控除した額 |

## 愛媛県県営住宅高額所得者明渡事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高額所得者に対する明渡し指導及び明渡し等に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

### (高額所得者の認定及び通知等)

第2条 地方局長は、条例第19条第2項に規定する高額所得者について、「高額所得者認定通知書」（様式第1号）を送付するとともに、当該県営住宅の明渡義務を認識させるため「高額所得者認定に伴う県営住宅の明渡しについて」（様式第2号）を送付するものとする。

### (明渡相談及び指導)

第3条 地方局長は、前条の規定により通知した高額所得者に対して、通知後速やかに、面談等により、県営住宅の明渡しに関する相談及び指導を行うものとする。

2 前項の県営住宅の明渡しに関する指導においては、明渡しができない特別の事情のある場合を除き、6月以内に明渡しよう指導するものとする。なお、特別の事情とは第6条各号のいずれかに該当する場合をいう。

3 指導の際には、「高額所得者事情聴取調書」（様式第3号）をとりまとめるものとする。

4 入居者又は入居者の委任を受けた同居者は、前項の高額所得者事情聴取調書について、その記載内容を確認した旨の署名を行わなければならない。

### (移転先住宅のあっせん等)

第4条 地方局長は、高額所得者に対しては、特定優良賃貸住宅又はその他適当と認められる住宅のあっせん等に努めるものとする。

### (明渡予告等)

第5条 地方局長は、第3条第1項の規定による相談及び指導において退去の予定を明らかにしない者又は指導に応じない者については、「県営住宅明渡請求予告通知書」（様式第4号）を送付するものとする。

### (明渡請求)

第6条 知事は、第3条第3項の指導において同意した明渡し時期又は前条の明渡予告通知書を送付した日の翌日から起算して3月を経過した後も、当該県営住宅を明渡さない高額所得者に対して、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合を除き、条例第21条の2第1項の規定に基づき、「県営住宅明渡請求書」（様式第5号）を内容証明郵便により送付し、明渡しを請求するものとする。

(1) 入居者又は同居者が失業又は長期入院を要する病気等により、著しく所得が減少していることが確認されたとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) その他、前各号に準ずる特別の事情があると認められるとき。

### (明渡期限)

第7条 条例第21条の2第3項に規定する明渡しの期限は、前条の規定による県営住宅明渡請求書を送付した日の翌日から起算して6月を経過した日とする。



(明渡期限の延長)

第8条 明渡請求を受けた高額所得者は、第6条各号のいずれかに該当することとなった場合、または転居先の住宅を確保する上でやむをえないと認められる事情がある場合には、明渡期限の延長を求めることができる。

2 知事は、高額所得者から前項の申出があったときは、その内容を審査の上、その可否を判定し、結果を本人及び地方局長に通知するものとする。

(明渡請求の取消)

第9条 知事は、入居者又は同居者の死亡等により、収入が公営住宅法施行令第9条の規定に基づく基準額を超えなくなったとき、その他これに準ずる特別の事由が生じた場合で、必要と認められるときは、明渡請求を取り消すことができる。

(退去の通知)

第10条 知事は、明渡請求を受けた高額所得者が、明渡期限を過ぎても当該県営住宅の明渡しを行わない場合は、入居許可を取消し、「退去通告書」(様式第6号)を送付するものとする。

(明渡請求訴訟)

第11条 知事は、前条の規定による退去通告書を送付しても退去しない高額所得者については、県営住宅の明渡しを求める訴訟を提起するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、県営住宅の高額所得者の明渡しに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第1号)

第 号  
年 月 日

様

愛媛県 地方局長

## 高額所得者認定通知書

あなたは、年10月1日において、県営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間の収入額が引き続き公営住宅法施行令第9条に規定する収入を超え、愛媛県県営住宅管理条例第19条第2項の規定に基づく高額所得者となっていますので、同条同項の規定により通知します。

なお、4月分家賃から明渡しされる日まで近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額を支払うこととなります。

高額所得者に対しては、公営住宅の明渡請求を行うことができることとされており（公営住宅法第29条第1項）、また、明渡請求を受けた入居者は明渡請求の期限までに明渡さなければならないとされております（公営住宅法第29条第4項）ので、今後、退去に向けた相談・指導を行わせていただくことをご承知おき願います。

| 団地 | 棟名 | 部屋番号 |
|----|----|------|
|    |    |      |

| 収入のある入居者 | 続柄 | 所得額 |
|----------|----|-----|
|          |    |     |
|          |    |     |
|          |    |     |

| 所得額合計 | 控除額合計 | 認定月額 | 認定年月日 |
|-------|-------|------|-------|
|       |       |      |       |

| 家賃 |
|----|
|    |

| 適用開始年月 | 適用終了年月 |
|--------|--------|
|        |        |

この認定に意見のあるとき（職業の変更、同居親族の異動、失職、退職等により収入が高額所得者の認定基準額を超えなくなったとき等）は、申し出てください。

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

様

愛媛県 地方局長

## 高額所得者認定に伴う県営住宅の明渡しについて

あなたは、別添通知書のとおり、県営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間の収入額が公営住宅法施行令第9条に規定する収入を超え、愛媛県県営住宅管理条例第19条第2項の規定に基づく高額所得者となっています。

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としており、高額所得者であるあなたは、県営住宅を明渡ししなければなりません。

つきましては、今後の県営住宅明渡し計画について事情をお聞かせ願いたいので下記により来庁して下さい。近日中に退去される場合は、別紙に入居者ご本人が退去予定日を記入の上送付願います。なお、連絡のない場合は公営住宅法及び愛媛県県営住宅管理条例の規定に基づく県営住宅の明渡し請求の手続きを開始することとなりますので念のため申し添えます。

### 記

- 1 場所 <各地方局若しくは土木事務所連絡先を表記>
- 2 日時 平成 年 月 日 ( ) から 月 日 ( ) まで  
8時30分から17時まで
- 3 連絡先 電話番号  
担当

#### ○愛媛県県営住宅管理条例

第19条第2項 知事は、第9条の2第2項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が一般県営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

第21条の2第1項 知事は、第19条第2項の規定により高額所得者として認定された入居者（以下「高額所得者」という。）に対し、期限を定めて、一般県営住宅の明渡しを請求することができる。

第21条の2第3項 第1項の規定による請求を受けた高額所得者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該一般県営住宅を明け渡さなければならない。

○政令（公営住宅法施行令）第9条に規定する金額 月額313,000円

## 高額所得者事情聴取調書

|   |                    |  |      |    |     |
|---|--------------------|--|------|----|-----|
| 実施日時  | 平成 年 月 日 時 分から 時 分 |  |      |    |     |
| 団地名   | 団地                 | 号数   | 棟号   |    |     |
| 名義人   | (才)                |  | 電話番号 |    |     |
| 家族の状況   | 続柄                 | 氏名   | 年齢   | 職業 | 収入等 |
|   | 本人                 |  |      |    |     |
|   |                    |  |      |    |     |
|   |                    |  |      |    |     |
|   |                    |  |      |    |     |
|   |                    |  |      |    |     |
|   |                    |  |      |    |     |
| 借家計画について  | 社宅                 | あり                      なし                         |      |    |     |
|   | 民間借家               | 1 契約済    2 物色中<br>3 考えていない                         |      |    |     |
| 持家計画について  | 土地                 | 1 住宅建てる土地あり    2 なし<br>3 物色中    資金積立中<br>4 考えていない  |      |    |     |
|   | 家屋                 | 1 建築中(契約中含む)<br>2 物色中(計画中)<br>3 資金積み立中    4 考えていない |      |    |     |
| <p><b>今後の見通しについて</b></p> <p>1 6月以内に明渡しできる。(平成 年 月頃)</p> <p>2 6月以内に明渡しができない特別の事情がある。</p> <p>(理由)</p> |                    |  |      |    |     |
| (名義人との続柄:    )  |                    |  |      |    |     |
| <p>上記について相違ございません。    (署名)</p>  |                    |  |      |    |     |

様

愛媛県 地方局長

## 県営住宅明渡請求予告通知書

あなたは、平成 年 月 日付け高額所得者認定通知書のとおり、県営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間の収入額が公営住宅法施行令第9条に規定する収入を超え、愛媛県県営住宅管理条例第19条第2項の規定に基づく高額所得者となっています。

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としており、高額所得者であるあなたは、県営住宅を明渡さなくてはなりません。

このため、平成 年 月 日付け高額所得者認定に伴う県営住宅の明渡しについて、県営住宅明渡計画を明らかにするよう求めているところですが、これに対する適切な回答をいただいておりますので、当該予告通知書を送付した日の翌日から起算して3ヶ月を経過した後も明渡されない場合は条例第21条の2第1項の規定に基づく明渡請求を行うことを予告いたします。なお、その場合、明渡請求期限(6ヶ月後)経過後も明渡しに応じない場合には訴訟手続を行うことになることを、ご承知ください。

県営住宅の明渡しについて特段の事情を申し述べたい場合には下記により来庁して下さい。

### 記

- 1 場所 <各地方局若しくは土木事務所連絡先を表記>
- 2 日時 平成 年 月 日 ( ) から 月 日 ( ) まで  
8時30分から17時まで
- 3 連絡先 電話番号  
担当

#### ○愛媛県県営住宅管理条例

第19条2項 知事は、第9条の2第2項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が一般県営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

第21条の2第1項 知事は、第19条第2項の規定により高額所得者として認定された入居者(以下「高額所得者」という。)に対し、期限を定めて、一般県営住宅の明渡しを請求することができる。

第21条の2第3項 第1項の規定による請求を受けた高額所得者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該一般県営住宅を明け渡さなければならない。

○政令(公営住宅施行令)第9条に規定する金額 月額313,000円

様

愛媛県知事

## 県営住宅明渡請求書

あなたは、平成 年 月 日付け高額所得者認定通知書のとおり、県営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間の収入額が引き続き公営住宅法施行令第9条に規定する収入を超え、愛媛県県営住宅管理条例第19条第2項の規定に基づく高額所得者となっています。

ついては、公営住宅法第29条及び愛媛県県営住宅管理条例第21条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり県営住宅の明渡しを請求します。

なお、下記の明渡期限までに県営住宅を明渡されない場合には、裁判所へ明渡請求訴訟を提起することとなります。

また、下記の明渡期限の到来した日の翌日から入居許可を取消することになりますので、取消後から県営住宅の明渡しをされるまでの期間については、家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償金を請求することとなります。

### 記

- 1 明渡請求対象県営住宅  
県営住宅 団地 棟 号
- 2 明渡期限  
平成 年 月 日

(様式第6号)

第 号  
年 月 日

様

愛媛県知事

## 県営住宅退去通告書

あなたは、年 月 日付第 号による県営住宅明渡請求書の送付にもかかわらず、指定期限（年 月 日）までに県営住宅の明渡しがありませんでした。

そのため、お知らせしたとおり、年 月 日をもって、あなたに対する県営住宅の使用許可を取消しましたので、速やかに住宅を明渡すよう通告します。

明渡しに際しては、住宅の鍵を<各地方局若しくは土木事務所>まで持参の上、提出して下さい。

なお、明渡期限の到来した日の翌日 年 月 日から明渡しの日までの家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償金を納付して下さい。

また、裁判所に対して明渡請求訴訟を提起させていただきますことをお知らせしておきます。

## 愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する県営住宅（以下「県営住宅」という。）の家賃（割増賃料を含む。以下同じ。）の滞納整理に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促状)

第2条 県営住宅の入居者（以下「入居者」という。）が納期限までに家賃を納付しない場合は、納期限後15日以内に、督促状（様式第1号）を発するものとする。この場合において、督促状の指定納付期限は、督促状を発する日から起算して10日を経過した日（期限の末日が休日等の場合は、その翌日）とするものとする。

(催告)

第3条 前条の規定による督促の指定納付期限を経過しても家賃を納付しない入居者に対しては、適宜、訪問、電話、文書又は呼出しにより催告を行うものとする。

(滞納整理票)

第4条 家賃を1月分以上滞納している入居者については、県営住宅家賃滞納整理票（様式第2号）を作成し、滞納整理の状況を記録するものとする。

(納付誓約書等)

第5条 家賃を3月分以上滞納している入居者に対しては、滞納家賃の納付について、個別に指導を行うとともに、当該入居者の連帯保証人に対しては、当該滞納家賃の額を県営住宅滞納家賃額通知書（様式第3号）により通知し、当該滞納家賃の納付について協力を求めるものとする。

2 前項の入居者のうち、滞納家賃を一括して納付することが困難と認められる者については、必要に応じ、分割納付の県営住宅家賃納付誓約書（様式第4号）を徴するものとする。

(入居者及び連帯保証人に対する予告)

第6条 建築住宅課長が定める日に家賃を6月分以上滞納することが見込まれる入居者に対しては、県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書送付に係る予告について（様式第5号）により、次条第1項の規定による滞納家賃の一括納付の請求及び県営住宅の明渡しの請求を予告するものとする。

2 前項の入居者の連帯保証人に対しては、連帯保証債務履行請求書送付に係る予告について（様式第6号）により、第8条第1項の規定による連帯保証債務の履行の請求を予告するも



のとする。

(入居者に対する一括納付請求及び明渡請求)

第7条 前条第1項の規定による予告を受けた日から起算して10日を経過したにもかかわらず家賃を6月分以上滞納している入居者(第5条第2項の県営住宅家賃納付誓約書に基づき誠実に履行している者を除く。)に対しては、内容証明郵便による県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書(様式第7号)により、期限を指定して滞納家賃の一括納付を請求するとともに、県営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する入居者が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前項の規定による滞納家賃の一括納付の請求及び県営住宅の明渡しの請求をしないことがある。

- (1) 入居者又はその同居の親族が疾病又は療養のため多額の出費を余儀なくされていると認められる場合
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、生活が安定していない場合
- (3) 母子世帯、老人世帯又は障害者世帯で、かつ、生活が安定していない場合
- (4) その他特別の事情があると認められる場合

(連帯保証人に対する債務履行請求)

第8条 前条第1項の規定により滞納家賃の一括納付の請求及び県営住宅の明渡しの請求を行った入居者の連帯保証人に対しては、連帯保証債務履行請求書(様式第8号)により、連帯保証債務の履行を請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する連帯保証人が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前項の規定による履行の請求をしないことがある。

- (1) 連帯保証人が疾病又は療養のため多額の出費を余儀なくされていると認められる場合
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、生活が安定していない場合
- (3) 母子世帯、老人世帯又は障害者世帯で、かつ、生活が安定していない場合
- (4) 第6条第2項の予告に対し、誠実に対応していると認められる場合
- (5) その他特別の事情があると認められる場合

(即決和解)

第9条 第7条第1項の規定により滞納家賃の一括納付の請求及び県営住宅の明渡しの請求を行った入居者のうち、滞納家賃の支払の意思はあるが全額を一括納付することができない者で分割納付を認めることが徴収上有利であると認められるものについては、滞納家賃の支払い及び県営住宅の明渡しに係る即決和解(民事訴訟法(平成8年6月26日法律第109号)第275条の規定による和解をいう。以下同じ。)の申立てを行うものとする。

(退去の通知)

第10条 第7条第1項の規定により滞納家賃の一括納付の請求及び県営住宅の明渡しの請求を行った入居者のうち、同項の指定期限までに滞納家賃を一括納付しない者（前条の規定による即決和解をした者を除く。）に対しては、退去通告書（様式第9号）を送付するものとする。

(訴訟)

第11条 前条の規定により退去通告書を送付しても退去しない入居者については、滞納家賃の支払い及び県営住宅の明渡しに係る訴訟を提起するものとする。

2 前項の入居者が次の各号のいずれにも該当するときは、当該入居者の連帯保証人のうち、第8条第1項の規定により連帯保証債務の履行を請求されたにもかかわらず当該連帯保証債務の履行をしないものに対して訴訟を提起することがある。

(1) 過去2年間に第7条第1項の規定による明渡請求を受けていること。

(2) 滞納家賃の納付に係る指導に対し、特に誠実に対応していないと認められること。

(強制執行)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、強制執行の手続を執ることがある。

(1) 第9条の規定による即決和解に係る和解条項に違反があった場合

(2) 前条の規定による訴訟により債務名義を得た場合

(退去滞納者への対応)

第13条 滞納家賃を納付しないまま県営住宅を退去した者及びその者の連帯保証人（以下「退去滞納者等」という。）に対しても、引き続き適宜、訪問、電話、文書又は呼出しにより催告を行うものとする。

2 前項の規定による催告によっても滞納家賃を納付しない退去滞納者等に対しては、必要に応じ、滞納家賃の支払いに係る即決和解の申立て、支払命令の申立て又は訴訟の提起の措置をとるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、県営住宅の家賃の滞納整理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成6年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

様式第1号（第2条関係） 督促状

(表)

|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|

様

愛媛県

地方局長

|   |
|---|
|   |
| 印 |
|   |

督促状

| 滞納内訳            |      | 月数 | 家賃月額 | 滞納額 |
|-----------------|------|----|------|-----|
| 年度              | 割増賃料 |    |      |     |
|                 | 家賃   |    |      |     |
| 月分              | 家賃   |    |      |     |
| 年度 月分           | 割増賃料 |    |      |     |
|                 | 家賃   |    |      |     |
| 前の滞納額           |      |    |      |     |
| 年 月 末現在 滞 納 額 計 |      |    |      |     |
| 督促状発行年月日        |      | 年  | 月    | 日   |
| 納付期限            |      | 年  | 月    | 日   |

あなたの県営住宅家賃が上記のとおり未納になっていますから、指定納付期限までに納付してください。

(裏)

1 納入場所

愛媛県指定金融機関

愛媛県指定代理金融機関

愛媛県収納代理金融機関

2 県営住宅の明渡請求

家賃を3月以上滞納した場合には公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第23条第1項の規定により県営住宅の明渡しを請求することがあります。

3 その他

(1) 納付できない事情のある方は、直ちに、  
まで事情の説明に  
来てください。（連絡先 TEL

(2) 金融機関からの通知の都合により、この督促状が家賃の納付と行き違いになることがあります。その際は御了承ください。

様式第2号（第4条関係） 県営住宅家賃滞納整理票

様式第2号（その1） (表)

県営住宅家賃滞納整理票 (1年以上滞納用)

|                  |        |        |      |           |       |       |
|------------------|--------|--------|------|-----------|-------|-------|
| 団地名              |        | 住宅番号   | 住    | 種別        | 入居年月日 | 退去年月日 |
| 団地               |        |        |      |           | . .   | . .   |
| 入<br>居<br>者      | 氏名     | (ふりがな) |      |           | 電話番号  |       |
|                  |        |        |      |           | (自宅)  |       |
|                  |        |        |      |           | ( ) - |       |
|                  | 勤務先    |        |      |           | (勤務先) |       |
|                  |        |        |      |           | ( ) - |       |
|                  | 収入状況等  |        |      |           |       |       |
| 家<br>族<br>構<br>成 | 氏名     | 続柄     | 生年月日 | 勤務先       | 収入状況  | 備考    |
|                  | 1      |        |      |           |       |       |
|                  | 2      |        |      |           |       |       |
|                  | 3      |        |      |           |       |       |
|                  | 4      |        |      |           |       |       |
|                  | 5      |        |      |           |       |       |
|                  | 6      |        |      |           |       |       |
|                  | 7      |        |      |           |       |       |
| 保<br>証<br>人      | 氏名     |        | 連絡先等 |           |       |       |
|                  | (ふりがな) |        | 住所   | TEL ( ) - |       |       |
|                  |        |        | 勤務先  | TEL ( ) - |       |       |
|                  |        |        | 収入   |           |       |       |
|                  | (続柄)   |        | 備考   |           |       |       |
|                  | (ふりがな) |        | 住所   | TEL ( ) - |       |       |
|                  |        |        | 勤務先  | TEL ( ) - |       |       |
|                  |        |        | 収入   |           |       |       |
| (続柄)             |        | 備考     |      |           |       |       |

滞納状況・納付状況

(単位：円 上段：滞納金額 下段：納付年月日)

| 種                | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月               | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|------------------|----|----|----|----|----|------------------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
| 滞<br>納<br>理<br>由 |    |    |    |    |    | 特<br>記<br>事<br>項 |     |     |     |    |    |    |    |
| 備 考              |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |





様式第 3 号 (第 5 条関係) 県営住宅滞納家賃額通知書

(表)

|                      |                      |                      |   |                      |                      |                      |                      |
|----------------------|----------------------|----------------------|---|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | - | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
|----------------------|----------------------|----------------------|---|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|

様

(裏)

県 営 住 宅 滞 納 家 賃 額 通 知 書

|            |   |           |                |
|------------|---|-----------|----------------|
| 入居者氏名      |   |           |                |
| 団地名        |   |           |                |
| 滞 納<br>家賃額 | 円 | 滞納<br>期間  | 年 月から<br>年 月まで |
| 内 割増賃料     | 円 | 上記のうち 箇月分 |                |
| 訳 家 賃      | 円 | 上記のうち 箇月分 |                |

あなたが連帯保証人となっておられる上記の入居者は、家賃を滞納しております。

ついては、早急に家賃を納付するよう入居者へ指示をお願いします。もし、入居者から納付のない場合には、連帯保証人であるあなたに納付をお願いすることになりますから、念のため申し添えます。

なお、入居者が家賃を納付されてから納付済通知が県に届くまでに1週間程度かかりますので、この通知が入居者の家賃の納付と行き違いになることがあります。その際は御了承ください。

年 月 日

住所

機関名

TEL( ) - (内)



様式第5号（第6条関係） 県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書送付に係る予告について

第 号  
年 月 日

県営住宅 団地 号

様

建築住宅課長



県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書の送付に係る予告について

あなたは、県営住宅家賃を下記のとおり長期間滞納し、滞納家賃の納付に係る指導に対しても誠実に応じていただいております。

このため、県では、速やかに滞納家賃が納付されない限り、あなたに対し、「県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書」を送付する予定です。この催告を受けても滞納家賃を納付しない場合は、あなたに対する県営住宅の使用許可を取り消し、県営住宅からの退去を求めます。

また、県営住宅から退去されない場合には、あなたに対し、県営住宅の明渡し等を求める訴訟を提起する手続を執ることとします。

については、速やかに下記滞納家賃額に相当する額を納付した上で、今後の納付の計画について申し出てください。

なお、本書の写しを連帯保証人に送付したことを申し添えます。

記

1 滞納家賃額

円( 年 月 日までの滞納家賃額)

2 滞納月数

か月

3 過去3年間の明渡し訴訟の実績

提訴 件

様式第6号（第6条関係） 連帯保証債務履行請求書の送付に係る予告について

第 号  
年 月 日

連帯保証人

様

建築住宅課長



連帯保証債務履行請求書の送付に係る予告について

あなたが連帯保証人になっておられる県営住宅 団地 号棟第 号入居者 様は、家賃を下記のとおり滞納されております。

このため、県では、速やかに滞納家賃が納付されない場合は、平成 年 月に「県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書」を送付する予定であり、その旨を別添写しのとおり本人に通知いたしました。ついては、早急に家賃を納付するよう入居者へ指示をお願いします。

また、滞納家賃が納付されない場合は、 様に対して訴訟を提起するとともに、連帯保証人であるあなたに対しても滞納家賃の支払いを求める訴訟を提起することがありますので、念のため申し添えます。

なお、入居者が家賃を納付されてから納付済通知が県に届くまでに1週間程度かかりますので、この通知が入居者の家賃の納付と行き違いになることがありますので、その際は御了承ください。

記

1 滞納家賃額

円( 年 月 日までの滞納家賃額)

2 滞納月数

か月

3 過去3年間の明渡訴訟の実績

提訴 件

4 過去3年間の連帯保証人に対する滞納家賃等の支払いを求める訴訟の実績

提訴 件

様式第7号（第8条関係） 県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書

第 号  
年 月 日

県営住宅 団地 号  
様

愛媛県知事



県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書

あなたは、再三の催告にもかかわらず、県営住宅家賃の滞納が続き、その滞納月数及び滞納額は、 年 月 日現在で次のとおりとなっております。

ついては、 年 月 日までに滞納家賃を一括納付するよう最終催告します。

この催告に応じない場合には、改めて通知することなく、 年 月 日限りをもって、あなたに対する県営住宅の使用許可を取り消しますので、同日限りで退去してください。

退去されない場合には、あなたに対し、県営住宅の明渡し並びに 年 月 日までの滞納家賃の全額及び同日の翌日から明渡しの日までの損害賠償金の支払いを求める訴訟を提起する手続を執ることとします。

滞納家賃一覧

年度 月分 円  
.....

.....  
年度 月分 円

合計 月分 円

様式第8号（第8条関係）連帯保証債務履行請求書

第 号  
年 月 日

連帯保証人

様

愛媛県知事



連帯保証債務履行請求書

あなたが連帯保証人になっておられます、県営住宅 団地 号棟第 号  
入居者 様は、再三の督促にもかかわらず家賃を下記のとおり滞納されて  
おりますので、別添写しのとおり、県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書  
を送付しました。

つきましては、愛媛県としても、これ以上滞納を放置しておくことはできませんの  
で、連帯保証人であるあなたに対しても、 年 月 日までに下記の金額を  
お支払いしていただくよう請求します。

この請求に応じない場合は、あなたに対し、訴訟を提起する手続を執ることが  
あります。

記

1 滞納家賃額

円( 年 月 日までの滞納家賃額)

2 滞納月数

か月

3 連絡先及び支払い場所

(1) 所在地

(2) 機関名

地方局 (土木事務所)

課

係

(3) 電話番号

様式第9号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

県営住宅 団地 号  
様

建築住宅課長



退 去 通 告 書

あなたは、 年 月 日付け 第 号による県営住宅滞納家賃  
最終催告書兼条件付明渡請求書の送付にもかかわらず、指定期限（  
年 月 日）までに滞納家賃の納付がありませんでした。

そのため、お知らせしたとおり、 年 月 日をもって、あなたに  
対する県営住宅の使用許可を取り消しましたので、速やかに住宅を明け  
渡すよう通告します。

明渡しに際しては、住宅の鍵を まで持  
参の上提出してください。

なお、 年 月 日までの滞納家賃及び同日の翌日から明渡しの日  
までの損害賠償金を納付してください。



様式第1号（第2条関係） 督促状

（表）

|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|

様

愛媛県

地方局長

|   |
|---|
|   |
| 印 |
|   |

督促状

| 滞納内訳            |      | 月数 | 家賃月額 | 滞納額 |
|-----------------|------|----|------|-----|
| 年度<br>月分        | 割増賃料 |    |      |     |
|                 | 家賃   |    |      |     |
| 年度 月分<br>前の滞納額  | 割増賃料 |    |      |     |
|                 | 家賃   |    |      |     |
| 年 月 末現在 滞 納 額 計 |      |    |      |     |
| 督促状発行年月日        |      | 年  | 月    | 日   |
| 納付期限            |      | 年  | 月    | 日   |

あなたの県営住宅家賃が上記のとおり未納になっていきますから、指定納付期限までに納付してください。

(裏)

1 納入場所

愛媛県指定金融機関  
愛媛県指定代理金融機関  
愛媛県収納代理金融機関

2 県営住宅の明渡請求

家賃を3月以上滞納した場合には公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第23条第1項の規定により県営住宅の明渡しを請求することがあります。

3 その他

(1) 納付できない事情のある方は、直ちに、  
まで事情の説明に  
来てください。（連絡先 TEL

(2) 金融機関からの通知の都合により、この督促状が家賃の納付と行き違いになることがあります。その際は御了承ください。

様式第2号（第4条関係） 県営住宅家賃滞納整理票

様式第2号（その1） （表）

県営住宅家賃滞納整理票 （1年以上滞納用）

|                  |        |        |      |           |      |       |       |
|------------------|--------|--------|------|-----------|------|-------|-------|
| 団地名              |        | 住宅番号   | 住    |           | 種別   | 入居年月日 | 退去年月日 |
| 団地               |        |        |      |           |      | . .   | . .   |
| 入<br>居<br>者      | 氏名     | (ふりがな) |      |           |      | 電話番号  |       |
|                  |        |        |      |           |      | (自宅)  |       |
|                  |        |        |      |           |      | ( ) - |       |
|                  | 勤務先    |        |      |           |      | (勤務先) |       |
|                  |        |        |      |           |      | ( ) - |       |
|                  | 収入状況等  |        |      |           |      |       |       |
| 家<br>族<br>構<br>成 | 氏名     | 続柄     | 生年月日 | 勤務先       | 収入状況 | 備考    |       |
|                  | 1      |        |      |           |      |       |       |
|                  | 2      |        |      |           |      |       |       |
|                  | 3      |        |      |           |      |       |       |
|                  | 4      |        |      |           |      |       |       |
|                  | 5      |        |      |           |      |       |       |
|                  | 6      |        |      |           |      |       |       |
|                  | 7      |        |      |           |      |       |       |
| 保<br>証<br>人      | 氏名     |        | 連絡先等 |           |      |       |       |
|                  | (ふりがな) |        | 住所   | TEL ( ) - |      |       |       |
|                  |        |        | 勤務先  | TEL ( ) - |      |       |       |
|                  |        |        | 収入   |           |      |       |       |
|                  | (続柄)   |        | 備考   |           |      |       |       |
|                  | (ふりがな) |        | 住所   | TEL ( ) - |      |       |       |
|                  |        |        | 勤務先  | TEL ( ) - |      |       |       |
|                  |        |        | 収入   |           |      |       |       |
| (続柄)             |        | 備考     |      |           |      |       |       |

滞納状況・納付状況

(単位：円 上段：滞納金額 下段：納付年月日)

| 種                | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月               | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|------------------|----|----|----|----|----|------------------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
| 滞<br>納<br>理<br>由 |    |    |    |    |    | 特<br>記<br>事<br>項 |     |     |     |    |    |    |    |
|                  |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |
| 備 考              |    |    |    |    |    |                  |     |     |     |    |    |    |    |



様式第 3 号 (第 5 条関係) 県営住宅滞納家賃額通知書

(表)

|                      |                      |                      |   |                      |                      |                      |                      |
|----------------------|----------------------|----------------------|---|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | - | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
|----------------------|----------------------|----------------------|---|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|

様

(裏)

県 営 住 宅 滞 納 家 賃 額 通 知 書

|            |   |           |                |
|------------|---|-----------|----------------|
| 入居者氏名      |   |           |                |
| 団地名        |   |           |                |
| 滞 納<br>家賃額 | 円 | 滞納<br>期間  | 年 月から<br>年 月まで |
| 内 割増賃料     | 円 | 上記のうち 箇月分 |                |
| 訳 家 賃      | 円 | 上記のうち 箇月分 |                |

あなたが連帯保証人となっておられる上記の入居者は、家賃を滞納しております。

ついては、早急に家賃を納付するよう入居者へ指示をお願いします。もし、入居者から納付のない場合には、連帯保証人であるあなたに納付をお願いすることになりますから、念のため申し添えます。

なお、入居者が家賃を納付されてから納付済通知が県に届くまでに1週間程度かかりますので、この通知が入居者の家賃の納付と行き違いになることがあります。その際は御了承ください。

年 月 日

住所

機関名

TEL( ) - (内)





様式第5号（第6条関係） 県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書送付に係る予告について

第 号  
年 月 日

県営住宅 団地 号

様

建築住宅課長



県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書の送付に係る予告について

あなたは、県営住宅家賃を下記のとおり長期間滞納し、滞納家賃の納付に係る指導に対しても誠実に応じていただいております。

このため、県では、速やかに滞納家賃が納付されない限り、あなたに対し、「県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書」を送付する予定です。この催告を受けても滞納家賃を納付しない場合は、あなたに対する県営住宅の使用許可を取り消し、県営住宅からの退去を求めます。

また、県営住宅から退去されない場合には、あなたに対し、県営住宅の明渡し等を求める訴訟を提起する手続を執ることとします。

については、速やかに下記滞納家賃額に相当する額を納付した上で、今後の納付の計画について申し出てください。

なお、本書の写しを連帯保証人に送付したことを申し添えます。

記

1 滞納家賃額

円( 年 月 日までの滞納家賃額)

2 滞納月数

か月

3 過去3年間の明渡し訴訟の実績

提訴 件

様式第6号（第6条関係） 連帯保証債務履行請求書の送付に係る予告について

第 号  
年 月 日

連帯保証人

様

建築住宅課長



連帯保証債務履行請求書の送付に係る予告について

あなたが連帯保証人になっておられる県営住宅 団地 号棟第 号入居者 様は、家賃を下記のとおり滞納されております。

このため、県では、速やかに滞納家賃が納付されない場合は、平成 年 月に「県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書」を送付する予定であり、その旨を別添写しのとおり本人に通知いたしました。ついては、早急に家賃を納付するよう入居者へ指示をお願いします。

また、滞納家賃が納付されない場合は、 様に対して訴訟を提起するとともに、連帯保証人であるあなたに対しても滞納家賃の支払いを求める訴訟を提起することがありますので、念のため申し添えます。

なお、入居者が家賃を納付されてから納付済通知が県に届くまでに1週間程度かかりますので、この通知が入居者の家賃の納付と行き違いになることがありますので、その際は御了承ください。

記

1 滞納家賃額

円( 年 月 日までの滞納家賃額)

2 滞納月数

か月

3 過去3年間の明渡訴訟の実績

提訴 件

4 過去3年間の連帯保証人に対する滞納家賃等の支払いを求める訴訟の実績

提訴 件

様式第7号（第8条関係） 県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書

第 号  
年 月 日

県営住宅 団地 号  
様

愛媛県知事



県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書

あなたは、再三の催告にもかかわらず、県営住宅家賃の滞納が続き、その滞納月数及び滞納額は、 年 月 日現在で次のとおりとなっております。

ついては、 年 月 日までに滞納家賃を一括納付するよう最終催告します。

この催告に応じない場合には、改めて通知することなく、 年 月 日限りをもって、あなたに対する県営住宅の使用許可を取り消しますので、同日限りで退去してください。

退去されない場合には、あなたに対し、県営住宅の明渡し並びに 年 月 日までの滞納家賃の全額及び同日の翌日から明渡しの日までの損害賠償金の支払いを求める訴訟を提起する手続を執ることとします。

滞納家賃一覧

年度 月分 円  
.....

.....  
年度 月分 円

合計 月分 円

様式第8号（第8条関係）連帯保証債務履行請求書

第 号  
年 月 日

連帯保証人

様

愛媛県知事



連帯保証債務履行請求書

あなたが連帯保証人になっておられます、県営住宅 団地 号棟第 号  
入居者 様は、再三の督促にもかかわらず家賃を下記のとおり滞納されて  
おりますので、別添写しのとおり、県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書  
を送付しました。

つきましては、愛媛県としても、これ以上滞納を放置しておくことはできませんの  
で、連帯保証人であるあなたに対しても、 年 月 日までに下記の金額を  
お支払いしていただくよう請求します。

この請求に応じない場合は、あなたに対し、訴訟を提起する手続を執ることが  
あります。

記

1 滞納家賃額

円( 年 月 日までの滞納家賃額)

2 滞納月数

か月

3 連絡先及び支払い場所

(1) 所在地

(2) 機関名

地方局（土木事務所）

課

係

(3) 電話番号

様式第9号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

県営住宅 団地 号  
様

建築住宅課長



退 去 通 告 書

あなたは、 年 月 日付け 第 号による県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書の送付にもかかわらず、指定期限（ 年 月 日）までに滞納家賃の納付がありませんでした。

そのため、お知らせしたとおり、 年 月 日をもって、あなたに対する県営住宅の使用許可を取り消しましたので、速やかに住宅を明け渡すよう通告します。

明渡しに際しては、住宅の鍵を まで持参の上提出してください。

なお、 年 月 日までの滞納家賃及び同日の翌日から明渡しの日までの損害賠償金を納付してください。